

令和2年度

第2回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和2年8月3日から令和2年11月30日まで)

〔 こ ども 部
農 会 林 部
会 計 課 〕

令和2年12月1日提出

郡山市監査委員

2 郡監査第770号
令和2年12月1日

郡山市議会議長
郡山市長

郡山市監査委員	山本邦雄
同	橋本勉
同	近内利男
同	石川義和

令和2年度第2回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和2年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	4

令和2年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和2年4月1日から令和2年7月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア こども部

こども未来課 こども支援課 元気なあそびの広場 こども育成課
保育所（25か所のうち12か所を選定）

大槻保育所	安積保育所	喜久田保育所	中野保育所
成田保育所	西田保育所	田村保育所	久保田保育所
針生保育所	桑野保育所	うねめ保育所	大成保育所

イ 農林部

農業政策課	園芸畜産振興課	園芸振興センター
農地課	林業振興課	総合地方卸売市場管理事務所

ウ 会計課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 監査の日程

令和2年8月3日から令和2年11月30日まで

- (2) 実施場所

監査委員室ほか

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和2年11月30日

第3 監査の結果

事務の法令適合性、正確性、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 現金取扱事務

現金等出納簿の記録が適切でないものがあった。

現金を保管しようとするときは、郡山市財務規則第 48 条第 6 項の規定により、現金等出納簿（第 36 号様式）又はこれらに類するものにより、他の出納員等の照合を受け、確認の認印を受けなければならないが、これらを受けていないものがあった。

併せて、同規則第 142 条の規定により、出納員等は、現金等出納簿又はこれに類するものを備え、その所掌に係る収入、支出、受入れ又は払出しについて、所定の事項を記載して整理しなければならないが、様式の一部を削除して使用していた。

以上に加え、現金等出納簿を払い込みごとに別葉で作成していた。

こども育成課

2 支出事務について

(1) 支出一般

金額に誤りのある納品書及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。

支出権者は、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定により、支出命令の際に、納品書及び請求書を照合すべきものであるが、金額に誤りのある納品書及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。

園芸振興センター

(2) 旅費支出事務

ア 県内旅費を翌月に支給していないものがあった。

県内旅費については、郡山市職員等の旅費取扱規則第 19 条の規定により、当該月分を翌月に支給することとなっているが、支給していないものがあった。

中野保育所

イ 旅行命令書を作成せず、旅費を支給していないものがあった。

旅行命令権者は、旅行命令等を発する場合は、郡山市職員等の旅費に関する条例第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定により、旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを旅行者に提示して行わなければならないが、旅行命令書を作成していないものがあった。

併せて、県内旅費については、郡山市職員等の旅費取扱規則第 19 条の規定により、当該月分を翌月に支給することとなっているが、支給していなかった。

成田保育所

(3) 委託料支出事務

契約の定めのない前金払をしているものがあった。

支出権者は、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定により、契約書等に基づいて内容等を調査し、適正であると認めるときは支出命令をすべきものであるが、契約の定めがないまま前金払をしているものがあった。

こども育成課

3 契約事務について

(1) 契約締結事務

ア 契約書記載の遅延利息利率に適切でないものがあった。

契約の相手方の責めに帰すべき履行遅滞による遅延利息については、郡山市契約規則第 12 条第 1 項の規定により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、異なる率で契約を締結しているものがあった。

こども支援課 こども育成課

イ 見積合せ時点と異なる条件で契約を締結しているものがあった。

見積合せ時点で、契約代金の支払の時期等の契約条件は、見積合せの通知に明示されているが、見積合せ時点と異なる条件で契約を締結しているものがあった。

こども支援課

ウ 見積徴取時点と異なる条件で契約を締結しているものがあった。

見積徴取時点で、契約代金の支払の時期等の契約条件は、見積徴取通知に明示されているが、見積徴取時点と異なる条件で契約を締結しているものがあった。

総合地方卸売市場管理事務所

エ 契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

契約を締結するときは、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定により、契約を締結する者に契約保証金を納めさせなければならない。併せて契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第 8 条第 2 項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。

園芸畜産振興課